Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title | 西周の「行門の論理」とその適用 |
|------------------|--|
| Sub Title | Amane Nishi's practical logic and its application |
| Author | 小泉, 仰(Koizumi, Takashi) |
| Publisher | 三田哲學會 |
| Publication year | 1967 |
| Jtitle | 哲學 No.50 (1967. 3) ,p.1- 21 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | Amane Nishi's practical logic seems to represent the typical way of thinking in which the late- nineteenth-century Japanese beaurocrats and thinkers had dealt with the economic, political and strategic pro-blems they encountered after the Meiji Restoration. Furthermore, it seems to me that his practical logic shows a still living one in our present-day ordinary life. In this sense, it is very interesting for us to clarify his practical logic. I have tried in this paper to describe how Nishi developed his practical logic, and discuss how he applied it to various fields such as political, economic and strategic fields. By doing so, I trace J. S. Mill's, H. Spencer's and I. ant's influences upon Nishi's thought also. |
| Notes | 第五十集記念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-0000050-0010 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西周の「行門の論理」とその適用

小 泉 仰

西周が、ウィリアム・ハミルトンとジョン・スチュアート・ミルの論理学を高く評価するとともに、はじめて日本に紹介したことは、有名である。かれは、とくに、ミルの演繹と帰納の論理を紹介しようとして、『学原稿本』、『五原新範』、『致知啓蒙』という一連の著作を試みた。この三著のうち、前二著は、試作の段階にとどまって出版されなかったが、最後の著書は、明治七年に公刊されている。しかし、この『致知啓蒙』においては、西は、演繹論理の説明に終始しており、帰納論理にはほとんどふれていない。ところで、西がこの演繹論理と帰納論理に注目したことと、かれの諸科学の統一としての哲学という構想とは、深く結びついている。いま、西のこのような科学の統一としての哲学体系という構想と、それに対応する論理との関係を、考えながら、しだいに、うえにかかげた行門の論理とその適用という問題にはいりたいと思う。

さて、西は、すでにオランダ留学時代(1862—1865)の作といわれる断片(『開題門、附載四』)のなかに、かれの哲学体系全体の構想をかんたんに述べている。すなわち、かれは、学を、「可知の理を明らかにする」観門の学と、「可行の理を審らかにする」行門の学とに分け、観門の学には、「学術相関渉するの理を論ずる原学」と、「思弁論議を論ずるロジカ」、「心性の理を攻めるプシコロギ」「天地の故を観じ万有の情に通ずるコスモロギ」を、含ませている。一方、行門の学には、「己を脩める要道」を論じる「モラル」または「エチック」と、「治人の要を論ずるポリチックまたはソシオロギー」を、含ませている。そこで、「ロジカ」といわれるものは、ただ思弁論議を

論じる学としてだけふれられているが、オランダ留学の経験を通して、コント、ミルの帰納論理に十分ふれたことから、西は、観門全体をおおう論理として、演繹とともに帰納の論理を考えるようになったように思われる。そして、この観門の論理のなかでは、とくに帰納の論理が、「凡テ吾人ノ、智識ノ開ケユク道」であるとして、演繹より重視するが、演繹帰納の論理は、いずれも観門の論理であることには変わりはなかった。

さて、西の観門と行門の区別は、『百学連環』になると、ウィリアム・ハミルトンが区別した学と術 science and art と、対応させられている。すなわち、学とは、「その源由よりして其真理を知る」ことであり、術とは、「実事上に於て其理を究め、如何にしてか容易く仕遂へきと工夫を為す」ことである。そこで、学術の根源は、知行の二つであるとされるのである。さらに、西は、明治七年に出した『知説』において、学または観門の学における論理が、演繹と帰納の論理であることを、断言している。

このように、明治七年前後においては、西は、学または観門の論理が、演繹と帰納の論理であることを、はっきり確認するとともに、それらの論理を紹介しようと努力しているが、一方、術または行門の論理については、西は、意識はしていても、まだ成熟した構想を発表する段階にあったわけではないように思われる。もちろん、西が、行門の論理としてまとまった構想を、すくなくとも発表しようと考えていたことだけは、明治三年前後から『致知啓蒙』発刊にいたるまでの一連の論理学の習作のなかに、読みとることができる。すなわち、「さて終りに余が発明とにはあらねど西哲の学どの道に心を用ひ考を運ぶ様のいと已むことなき理りに出でたるをある題目を設けて拾ひ聚めたるにて即ち西言にてカテゴリーてふを飜して霊暦と名け是を授けなむと思ふなり、さるにこは其用ヒの界ヒを猶も広め学の道にて論ヒの備りぬるや欠けたるやを試むるは更にもいはす政コトを辨まへ獄タへを折むるにもはたとある一ツの行ヒが徳かをも是にて辨へなむと思ふなり、さるからに是をは姑く実際致知と名け西言にてロジック、プラ

サックなといひ以て前のに分ちなむとす」と、そこで、このころの西が、 演繹と帰納の論理のほかに、すくなくとも「実際致知」という行門の論理 を考えていたことは、たしかである。さらに、明治六年に書かれた『百一 新論』で、西は、「行門」を、性理上にもとづいて「法ヲ立テル」ものとし、 「観門」を、「物理」を参考にしなければならない領域と考えるのである. ここで、「観門」が、「物理」、すなわち、自然法則の支配する自然科学的領 域であり、したがって、演繹およびとくに帰納の論理がとり扱う領域であ ると考え、「行門」が、「物理」ではない人間性の法則や心理的法則を中心と した「心理」の分野であると考えたことは、注目すべきである。この物理 と心理との区別は、西が二十才前後において、深く影響をうけた荻生徂徠 や古学派の儒学(太宰春台)のうちに、多少ともうけ入れられていた考え 方であり、しかも、その基礎のうえに、西は、ミルの『論理学体系』のな かで展開されている社会科学と自然科学との方法論上の区別によって、学 間的支えを与えられて、この物理と心理との区別をうけ入れるとともに、 物理には、演繹と帰納の論理を、心理には、それとはちがった独特の実際 致知を, 配当する考え方になっていったように思われる.

さて、西のいう行門の論理である実際致知は、『百一新論』や『致知啓蒙』において、かなり意識されてきたのであるが、まだそれがどんなものであるかという内容の検討をしないままに、西は、この行門の論理を、実際問題について、適用している。たとえば、明治三年の『燈影問答』、明治十年の『社会党論ノ説』、明治十一年の『兵賦論』のなかに、この行門の論理は、実際に適用されているように思われる。西は、行門の論理を実際に使ったのち、明治十七年に、『論理新説』のなかで、行門の論理の方法論的反省を行ない、行門の論理がどんなものかを明らかにしたのである。

そこで、わたくしは、第一に『論理新説』で一応体系化された行門の論理 を、明らかにし、第二に、その論理が、政治、経済、軍事の各領域で、ど のように適用されるかを、明らかにすることにしよう。

明治十七年に著わした『論理新説』に、西は、これまで述べてきた観門 の論理と行門の論理の区別を,つぎのようにいっている。すなわち,観門 の論理は、ハミルトンとさらにミルによって、「再ヒ其精微」をつくされ、 「従来物理学上ノ経験ヲ鑑ミ」 て, 演繹と帰納の二法として分析つくされ たものであるといわれる。しかし、この観門の論理は、「理ヲ明カス」と いう theoretical のものであって、「作用ヲ弁ズル」という practical のも のではない. そこで、「理ヲ明ス方ヲ観門ト名ツケ、作用ヲ論定スル方ヲ 行門ト名ッケ」てみれば、従来の論理学は、観門の論理ではあっても、行 門の論理ではない、そこで、西は、この『論理新説』のなかで、この行門 の論理の構造を明らかにしようと試みたのである。この行門の論理は、「一 身上ノ挙動」、「或ハ政治上、若シクハ法律上ノ是非」などについて、「施行 上、作用上ニ係ハル論理法」を表わすものである。もちろん、西は、この 行門の論理を、自分の発明にかかわるものだとは考えない。すなわち、「今 此行門ノ論理法ヲ講究セント欲スルモ,容易ニ講究シ得ヘキ事業ニ非ラス, 中々余カ如キ既ニ老耄ニ際シテハ,思ヒヲ寄ラザル事」であるとことわる. しかも、すでに「西書ヲ講スル中ニ是ソ行門ノ論理ナルト明言シタルコト コソ無ケレ、間々採テ以テ法ト為スヘキコトヲ見受ケタリ」というのであ る、ところで、西が、西洋のどの哲学者の著書から、行門の論理の示唆を 与えられたかについては、かれは、なにもいっていないが、かれの行門の 論理の構造とそれを説明するための引例を検討してみると、やはりミルの 『論理学体系』に展開された倫理学の論理ともいわれるべき構造に完全に一 致していること, そして, その引用例が, 『功利論』の例に類似しているこ と、さらには、西がミルの論理学体系を熟読玩味したこと、また、ミルの 『功利論』の飜訳をしたなどの点から考えてみて、ミルから多くの示唆をう けたことは、たしかなように思われる.

それでは西の行門の論理とは何かを、『論理新説』に従って、考えてみることにしよう。西は、行門の論理にとって不可欠のものとして、目的

aim と手段 means とをあげる。目的と手段とは,「洋学者ニハ誰ニテモ知レタコト」である。行門の論理は,第一に目的をたて,第二に,その目的に達する方便または手段を求める。この第二の手段を求めることは,「或ハ漸ヲ以テスルモ,或ハ逐次ニ改良ヲ求ムルモ,到底至便至利ナル方便ヲ求メテ,其目的ヲ達スル」ようにすることである。以上の目的と手段のほかに,第三段として,西は,やはり「洋学者ニハ誰ニモ知レタル」こととして,主格 subject と客格 object をあげる。客格とは,「目的ト同一物」であり,事と処によりちがうが,「相手ニ取ル者」を指している。このような客格または目的とそれへの手段について,この目的を確立するとともに,その目的に対する手段を選択する行為者がなくてはならない。この行為者が,主格といわれる。したがって,「目的,方便ノ二段ニ主格ノーヲ加ヘテ,主格タル者有テ或ル方便ヲ以テ一定ノ目的ヲ達スト云ハハ,其事始メテ十足ス」というべきであり,ここに「意思ノ完全」が期せられるというのである。

以上の行門の論理が実際に行なわれる例として、西は、つぎのような場合をあげている。すなわち、「今人有リ京ニ上ルト言へハ京ニ上ルハ目的ニシテ、其人ハ即チ主格ナリ。而シテ其方便ハ東海道ニ由ルカ、中山道ニ由ルカ、或ハ船路ヨリスルカ審ナラス。然レドモ其人三菱ノ郵船ニテ京ニ登ルト云へハ、其主格タル人能ク其費ヲ辨スヘクシテ、其意志有リトスレハ前ナリト云フ断言ヲ下スニ踟躊ナカルヘシ。是此論理法ノ由ル三段ノ段落ニシテ、何事ニ依ラス大小ノ差別無ク、苟モ作用ニ係ハル事ナレハ此論

世法30
理法ニテ審定シテ足ル」べきだというのである。

さて、わたくしが別の箇所で指摘しておいたように、このような行門の 論理は、「京ニ上ル」という目的についての大前提と、「京ニ上ル」ための手 段についての小前提との二つから、主格たる行為者が、特定目的を達する ための特定手段を決定するという結論を、引きだす実践的三段論法の形式 をとっている。もちろん、西自身は、この三段論法を意識していたと思わ れるが、それでも、この実践的三段論法と定言的三段論法との間の類似性に気づかずに、「カノ観門ノ論理ニ属スル弁証ノ意思、所謂「黄金ハ金属ナリ」「牡丹ハ草ダ」ト云ヒ、又引証シテ「金属ハ或ル熱度ニ因テ鎔解スル者ナリ、黄金ハ金属ナリ、故ニ黄金ハ或ル熱度ニ因テ鎔解スルモノナリト」云フカ如キハ、皆観門論理学ノ部分ニシテ、此部内ニ要ル事ニモ非ラボ」としりぞけている。この点で、ミルが倫理学の論理を大前提――小前提33 としりぞけている。この点で、ミルが倫理学の論理を大前提――小前提33 としりぞけている。

一方、西は、上述の客格と方便の二段については、分析を主として使用することを提案している。すなわち、目的と方便とを、こまかく分析し、「思量、計較」すること、いわゆる「分解法(analysis)」を徹底的に使用することが、大切なのである。そして、最後の主格(結論)の段階で、「総合法(synthesis)」としてまとめていかなければならないと考える。たとえば、「算術ニテ入費ヲ積ルカ如ク、其分解ハ成ル丈精密ヲ尽シテ毫釐畸零ニ及ホスヘシ。而シテ総合ニテ各種ノ総計ヲ合シテ結末ノ総計ヲ立ツルカ如ク」でなければならないのである。

このような分解と総合を使った三段論法の使用法については、西は、目的→→手段→→主格という「順用」と、主格→→手段→→目的という「逆用」、さらに、手段から目的および主格の両端にむかう「中ョリ両端ニ推及スル」方法などを考えている。この点は、きわめて興味のあることである。というのは、ミルが倫理学の論理構造を分析したときに、立法家の使用する実践的三段論法とを、区別したことと深く関係しているように思われるからである。すなわち、ミルのいう立法家の使用法は、西のいう「逆用」にあてはまり、裁判官の使用法は、西のいう「順用」にあてはまっている。このような一致から推してみると、ミルの『論理学体系』を読んだときに、このような行門の論理の構造をうけとったのではないかと思われる。さらに、この西の行門の論理の使用法は、

現代イギリス倫理学と関係させてながめて見ると、一そう興味がわいてく る. すなわち, 19世紀に、ミルが実践的三段論法の構造を指摘して以来, イギリスにおいては、しばらくこの倫理学の論理に着目するものがなかっ たが、1952年になってようやく、R. M. ヘエアが、この実践的三段論法 の構造をアリストテレスにまでさかのぼって、指摘することができた。し かも、ヘエアは、安定社会における実践的三段論法の使用と、社会変化の 時代における実践的三段論法の使用とを、わけて説明しているが、この区 別は、西のいう行門の論法の「順用」と「逆用」に対応しているのである。 このように、西が行門の論理に着目したことが、ヘエアの分析にさかのぼ ること七十年も前であったことを考えると、西がいかにすぐれた論理的洞 察力をもっていたかがわかる、そこで、実践的三段論法を分析したヘエア に対して、現在のイギリス、アメリカの倫理学者たちが、かなりの敬意を 表わしており、現在の倫理学の議論に多く利用している点を顧みてみるな らば、西の行なった行門の論理への着目と分析は、ヘエアと同等またはそ れ以上の評価を与えられてしかるべきであろう. また, 西が指摘した方便 から目的と主格におよぶ変用的な実践的三段論法の使用は、ヘエアも指摘 しなかったところであり、かなり興味あることであるが、西は、それ以上 の分析を行なっていないのが、惜しまれる.

さて、以上の行門の論理を、西は、政治、経済、軍事の各領域に適用しようとするが、いまその適用を見るまえに、これらの適用全体に共通して西が取る一つの立場を、指摘しておくことにしよう。その西の立場とは、行門の論理のなかの第一段である客格または目的について、すなわち、政治、経済、軍事の各分野に通じる共通の究極目的についてのことである。この究極目的について、西は、荻生徂徠のいう「天下を安んずるの道」とか「世界の安穏に末長く豊なる様」にするという功利主義思想から、影響をうけたし、さらに、この徂徠的な功利主義と出た、オランダ留学以来学んだミルの一そう洗練された功利主義思想からも、大きな影響をう

けたのである。この点については、わたくしは、別の箇所で、すでにふれておいたとおりである。たとえば、西は、「法」と「教」の目的として、「タダ帰スル所ノ目的ハ人ノ世ヲ宜イガ上ニモ宜クシテ期民ヲシテ生ヲ養ヒ死ヲ喪シテ、一生涯安楽ニ暮サセテ死後ニモ憾ミノナイ様ニシテ遣ヲフト云
ことをあげているし、政治の目的として、「カノ君民ヲ別チ国ヲ立テ斯ノ同生同人ノ福祉ヲ堅固且長大ナラシムル」こととしている。そして、とくに、西は、人生の究極目的が、ジョン・スチュアート・ミルのいう最
は44
であると考えているのである。

ところで、ミルと西とが、社会全体の福祉を目的とするというとき、こ の社会全体が、人類全体を示すのか、それとも、一国の国民だけを示すの かは,重要な問題である.というのは,行門の論理を各分野に適用する場合 に、全人類の幸福を目的とするか、それとも、一国民だけの幸福を目的と するかによって、主格の段階でとるべき政策は、かなりちがってくるから である. ミルは, 『功利論』のなかでは, 功利原理の目的となすべき集団 を,「全人類」と考え, さらに, それにとどまらずに, 「感情をもつ万物全 体 the whole sentient creation」さえも、それに含ませている。この全 人類の福祉を究極目的としようとする点では,西は,ミルの立場をうけ入 れる. たとえば、 この人類の究極にえられる福祉の状態を、 西は、「人の 世はいや開け、いや盛りに盛になりて、弥末には、カント氏のいえるパシ ス・エーテルナリス, 又ハルモニア・エーテルてふことく, 悠久治休無疆和平 の域に昇る」と表現しているし、またカントの永久平和論のなかにある 「ガラン・レピュブリック・ ヂュ・ モントてふ四海共和の其衣食住の様と 開化の程とは、自然の勢」となるであろうというのである。おなじく、明 治十一年から十四年にかけて講演した『兵賦論』には、「天下地球上ノ大形 勢ヲ考フレバ此地球上万国ト云フ者永久当時ノ姿ニテ存スベキ者ニ非ズ. 到底所謂四海共和無疆治休ト云フ目的マデ達スベキモノナリ」としている. 一方,西の行門の論理の客格の段のなかには,この全人類の福祉が,じか にはいるものとはされていない。というのは、われわれは、この究極目的をじかに達しられない状態のなかにいるからである。すなわち、「現在」の「吾人ハ、彼此地球上ノ共和政治ニ帰シテ無彊ノ治休ト云フ太平ノ休光ニ浴スル時刻ニ至ルマデノ中間ヨリハ前ニ中リタル百里ノ途程ノ三十里計ニ生レ出デテ」いる。そこで、「彼ノ三十里ノ途中ニテー尺計ノ生涯ヲ以テ彼併合吞併ト云フ面白カラザル事業ニ服従セザルヲ得ザルコトニ極」まるのである。この状態にいるかぎり、「戦争亦愈大ナル戦争トナル」のであり、ゆえに、「今日ニ在テハ地球上ノ万国悉ク其地彊ヲ尽守スルノ形勢ニ至リタレバ、一寸ヲ失ヘバー寸ヲ縮ムル」わけである。これは、「開化」の勢が終局に達しないからでもあるが、また「こは皆天道の自然にて、乱を以て治を興すの器械となし、衰を以て盛を致すの階梯となしたもの」であるからである。このような西の状勢分析は、H.スペンサーの"Social Statics"や、"Data of Ethics"、"Principles of Psychology"などに展開された状況分析にきわめて類似しており、スペンサーの影響があるのではないかと思われる。

さて、この状況分析にもとづけば、全人類の福祉をすぐに達成するわけにいかない。むしろこの究極目的に達するためには、そのまえに、各国が自国の富国強兵をはかり、たがいに戦争による征服被征服をくりかえすことによって、しだいに全国が統一されるにいたるほかはないというのである。そこで、各国が、「万国共ニ己ガ地疆ヲ守リ、己ガ富厚ヲ謀リ、己ガ人民ヲシテ生ヲ養ヒ死ヲ喪シテ憾ミナカラシメ、苟モ他国ヲシテ我土地我財産我人民我権利ヲシテ干黷セシメザレバ足ル」ことになる。ここから、西は、『論理新説』でも、最大目的として富強をあげるが、それを唯一のものとは考えられない。すなわち、「尤モ富強ノ字(富国強兵)モ絶待ノ目的ト云フニ非ラス、・・・仮令へハ我人ハ・・・富強ヲ強メテ国光ヲ耀カスト言ハハ、則中段万便ノ位置ナレドモ、今ハ他ノ事ニ論及スヘシ。故ニ姑ク之ヲ目的ニ立テタルナリ」とことわっている。かくして、西は、「かかる世

にはあたし国のことは見もやらて、おのが国にかゝることのなきやう万民を無育し、産業を勉めしめ、おのおの学問せしめて人材を養育し、かつ無益の財貨を費さぬやう心を用るて国を富ますこそかなめなるへけれ」といっている.

以上述べてきたように、行門の論理の客格は、富国強兵ということである。ところで、富国を達成することは、政治、経済の問題であり、強兵は、軍事の問題である。そこで、富国と強兵は、分野を異にしている。しかし、西にとっては、独立のものではない。すなわち、「富国ト強兵トノ相関スルハ猶堤防ノ湛水ヲ護スルガ如シ。内ニ蓄フル所、水積愈高ケレバ四辺ノ堤防之ニ比準シテ其高厚ヲ増加セザルヲ得ズ・・・故ニ富国ト強国ト伸縮共ニ其度ヲ同一ナラシムベシ・・・内治ヲ勉ムルト外侮ヲ防グトハ、本来一時ニ 世588 市立セズンバ有ル可ラザルノコト」である。したがって、富国強兵は、両両相まって一国の繁栄を達成することができる。

そこで、つぎに、富国という目的に対する政治上の政策(手段)として、西がどんなものを考えていたか、という問題にうつろう。さて、西のいう行門の論理によれば、すでに述べたように、目的に対して「至利至便ナル方便」を求めるには、目的と方便をこまかく分析し、またその結果を総合しなければならない。このような目的と手段との適切な関連を発見する仕方を、西は、富国に対する政治上の政策がそのときの国家や社会の「時」に一致するという表現で、いい表わしている。すなわち、「政略ノ存スル所」は、「時ヲ知リ 時ニ中スト 云フヲ貴シ」とするわけである。では、この「時」とは、なんであろうか。それは、「西洋ノ語法ニ従へハ・・・境遇(シルカムスタンス)」ということである。しかも、この「境遇」とは、「時合ハ何如ト云フ事」であり、そこで、政策決定のもっとも大切なところは、「此境遇ト云フ者ヲ察スルヲ最大ノ能事トシ・・・政治上ニテ言ハハ天下総人民、開化ノ度ハ何如ト祭知スル」ことである。そこで、富国の目的に対して、どんな政治がよいかは、そのときの人民の開化の度合に応じなければなら

ない、そこから、西は、「ラヂカルノ漸進正論党」、「リベラルノ漸進寛大 党」,「コンセルワチフノ保守党」,「ウルトラモンタンノ彼岸党」の四者の なかで、「時ニ取リテノ長策アルヘケレハ, 一概ニ孰レカ是カ孰レカ非ト 謂フベカラザル者」というのである.この人民の開化の度合,すなわち, 境遇に応じて、それにぴったりした政策を決定していこうという西の行門 の論理は、ミルが『代議政治論』で論じている政策決定の仕方にそっくり そのままである.たとえば,ミルが植民地経営について最適の政策決定を 論じる場合に、まず植民地の社会状態 condition of society を明らかにし、 それを二つに分けている。一つは、カナダやその他の植民地のように、イ ギリスとおなじ程度の文明度をもった植民地であり,他は,イギリスにく らべて文明の程度がいちじるしく劣 っ てい る インドのような植民地であ る、ミルは、前者のような植民地に対しては、イギリスとおなじような代 議政体が適切であると提案するが、後者のような植民地に対しては、「高度 の文明を享受する力がとくに不足している点を、その国民に教育してやる には、強力な専制政治が、まさに最善の政治形態である」といっている。 このように、ミルは、最適の政治政策が、国民の文明開化の程度と社会状 況にぴったりと対応していなければならないと考えているのであり,この ことは、ミルの技術としての倫理学を、政治の世界に適用したものである といえる、そこで、ミルの技術と西の行門の論理とが、政治への適応にお いて、ぴったりと一致していることがわかり、西が行門の論理について、 いかにミルに負うところが大きいかを思わせるのである.

さて、それでは、明治維新後の日本においては、富国という目的に対して、どんな政治体制が最適であると西は考えたのであろうか。まず日本の政治体制は、日本の人民の開化の度合に応じて選ばるべきである。ところが、明治初年から中期にかけての日本の状況は、まるで滝の落ちるに匹敵するような急激な社会変化を経験しつつあった。そこで、西の考えた政治上の政策も、いろいろと変化していくのである。まず明治三年から明治七、

八年ころまでの西の状勢判断によれば、その状勢に最適の政治制度、とく に政権担当者と一般人民の間の関係は、普通選挙によりえらばれた国民の 代表者と一般投票者という民主的関係ではない。 たとえば, 明治三年の『燈 影問答』においては、それは、 ちょうどホッブスのいう君主と人民との関係 に似た関係である. すなわち, 君主は, 人民とおなじように人であるが, 「人民是非善悪を弁別することなく、 争闘し止まさるものから、 その人民 のうちより、いとかしこき人を選ひて、是非善悪を弁別せしむ. これを君 主たるものの源」であるとしている。そこで、君主は、神でも神の代表者 でもなく、「人民の君主」であり、「人民をおしえ導き、よろつの善悪を弁 別する、いとも重き役人」でなければならない。このように、明治三年の ころには、西は、ホッブス的な人民の君主が万民を支配する体制が日本に 最適であると考えた. しかし, 一方, 人民の方は, 一定の限界内で, 「お のおのその自由」を得させねばならないと西は考える。この人民の自由は、 たがいに支障をきたさないギリギリの線まで保障されねばならないのであ る.そして、この「経界」を決めるものは、たとえば、「人のものをぬすみ、 人と争闘し、人をころし、人をくるしむること」を禁じる法の役割である. そこで、君主による政治は、「法てふものをもてその自由をきりもりしてミ タるることなからし」めねばならない.西は、この限界内で、人民の自由 に対して、ミルの『自由論』の考え方を援用しているように思われる. つ まり、このころの人民の自由とは、西の考え方によれば、政権担当者を選 挙する自由を含まない限られた自由であった. そこで、明治七年の『駁旧 相公議一題』に、西は、「之ヲ民撰ニ取リ據カニ西洋下院ノ法ノ如クナラシ ムヲ欲スルハ,之ヲ時ニ徴シ之ヲ人民開化ノ度ニ質シテ未タ肯綮ヲ得タリ ト謂フ可ラサル者ノ如シ」といっている.

ところが、明治十年代のころになると、国会開設の気運が高まってくる. この状勢をふまえて、西は、明治十年代に著わしたといわれる『憲法草案』 に、選挙権の自由を認めるようになった。そこで、明治十年以後では、市 井人は、「圧制ヲ受ケサル為ニ之(自由)ヲ主張スルハ勿論」、「自治」、「自治」、「自由ノ精神ヲ鼓舞シテ永ク海外万国ト富強ヲ競ハントスルニ至リタルハ、下人民ニ於テモ亦自ヲ自治自由ヲ以テ精神トナササルコトヲ得」ないのである。したがって、明治十年以後の日本では、自由は、「政治上ヨリ然ラシムル所ニシテ、且由テ以テ国ノ富強ヲ與ス所以」となったのである。

それでは、富国への方便としての経済政策は、どうであろうか、経済の 観点からすれば、 富国とは、「金銀あるを以て称し侍るにあらず、 国民各 労を積ミて産を開き、おのおの日用足りて各快楽を極む」ることである. そこで、富国のためには、国民は、自由に積極的に労働することができ、 また産業に従事できなければならない. つまり, 「国の開けは人民の労し て産業を勉るにあり、開けさるは国民惰りてその産業を勉めさるに依る所」 であるという. そこで, 行門の論理の主格の段にかえれば, 国民という主 格は、産業の自由を得なければならないことになる。そして、産業の自由 こそ、富国への経済的方便として採用されねばならないのである。西は, この産業の自由のなかに、商業、工業、農業その他の産業に従事する自由 を含ませるはもちろん、さらに、この自由を阻害する「我か国俗の株およ び仲か間てふものを廃め」なければならないことを、含ませている. つま り、かれは、職業ギルドの禁止を提案している。さらに、政府が「人民産 業」に干渉することに反対するとともに、「金銀融通の道を自由になす」と いう金融の自由を含ませ、この金銀の利息も、「時の高低するにまかせて 制限することなき」をよいとする、大はばな自由主義経済政策を主張した のであった.

さて明治三年の『燈影問答』のなかで、西が政治の分野では、制限された自由の政策を採択し、経済の分野では、大はばな自由主義経済を主張したことは、一見対照的なように見えるが、これも、西の行門の論理を、それぞれ経済と政治というちがった境遇のなかに適用した結果から引きだされた、ちがった結論であって、けっして西の思想上の矛盾を示すもので

はない.この点,かれの行門の論理が軍事に適用されると,一そう政策上の対照が目立ってくるのである.そこで,最後に,強兵という目的に対して,西がいかなる軍事政策をとろうとしたかを考えることにしよう.

さて、すでにふれたように、西は、一万年後の世界において、永久平和の人類社会を予想するが、そこにいたる中間段階としては、スペンサーのいうような弱肉強食の生存競争の時代もやむをえないと認めるのである。そこで、現在の国際関係においても、戦争が常態であり、戦争は、かえって、文明を発展させるものであるから、人類の平和社会への手段となると考えるのである。 すなわち、「地球上万国ガ最後ニ四海共和無疆治休ノ域ニ達スルノ方便ハ、此戦争ト云フ者ヨリ別ニ良方便アルコト無ク、カノ天翁ノ意ニテハ戦争ニ因テ和睦ノ域ニ達セヨト云へルニ相違ナク、而シテ吾人ハ其事ノ中途ニ生レ合セタル者ナレバ否ニモ応ニテモ戦争ヲ為サザルヲ得ザルノ運命ニ中リタル者」である。したがって、「乱ハ治ノ本、干戈ハ太平ノ基礎」であるというわけである。

一方、このような戦争状態は、当時の日本にとっては、重大な脅威とならざるをえない。とくに日本は、外国から見れば、征服欲を起させるに十分な国柄である。すなわち、「我邦ノ広袤ハ英吉利ノ本国ニ譲ラズ、其民口ハ合衆国ノ強半ニ過ギタリ、而シテ寒温其適度ヲ得テ墳壌腴沃百穀茂盛樹林アリ鉱坑アリ、所謂天賦ニシテ四隣極熱酷寒ノ地ニ在ル者誰カ流涎セザラン」というのである。それゆえ、日本には、たえず「外寇」の恐れがある。したがって。この「通患ノ尤モ大ナル者」を防がないわけにいかない。というのは、防がなければ、国民の独立と自由と幸福が、奪いさられるからである。そこで、これを防ぐことが、強兵ということになるのである。

では、この強兵をまっとうする方策は何であろうか。西によれば、「兵権ニ至テハ国ヲ建テ主宰ヲ置キ、政府ヲ設ケテ之ヲ統轄スル」ものでなければならない。というのは、もともと「兵法」というものは、精巧な機械

を用いるとともに、「規則」と「操練」によって、一糸乱れない統率が必要とされるからである。これは、「節制ノ兵」といわれる。そこで、兵権においては、軍人の「従命法」、つまり、命令系統の一貫性が確立し、さらに、指揮者が「率先」して「徳行」をはたすことが、要求される。したがって、軍人は、経済や政治の分野で認められたような「民権家風」、「状師家風」、「状師家風」、「貨殖家風」をすてて、「維新前武家ノ政治ニ在テハ怪シムニ足ラサルコト」であった「軍秩ノ制」を確立しなければならないというのである。そこで、「軍人ニ至テハ一人モ同一権アルコト」はないわけである。この立場から、西は、軍人精神の中核として、「忠良易直」、すなわち、「忠トマメニ良ト ネト・ナシク易トスラリトシテ直トスナネナル」のがよいと主張し、かの有名な「軍人勅論」草案を、書いたのであった。

さらに, 西は, 『兵賦論』において, 日本の状勢に応じた具体的な軍事 策を提案するにあたって、「施用致知」を用いる。この「施用致知」とは、 『致知啓蒙』 にも現われた 「実際致知」と同一または類似したものであろ らが、『兵賦論』では、とくに「施用致知」として、ミルの帰納法の the method of agreement にほぼ一致する「同一性質,同一処置,同一効験」 と,「其生ジ来リタル事件全ク従前ノ事件トハ異ナリト雖トモ, 略相類似 シタル先例数項ヲ斟酌シテ此新事件ノ応用ニ供スル」という酌例法とをあ げている。これらの方法は、西の行門の論理の構造のなかでは、方便の段 階の分析手続きにあてはまるものということができる. すなわち, 客格の 段では、強兵が目的であり、そのための方便の段として、さまざまな諸外 国の軍事策、たとえば、徴兵法を作る場合なら、「西欧仏独ノ法」を「折中 シ」、さらに、「参スルニ本邦現今ノ時宜ヲ以テ」考えることになる。した がって、西のいうように、「酌例ノ法」によらざるをえない、さて、この ような行門の論理をとおして、西は、国民としての主格がとるべき軍事策 として, 既述の「軍秩ノ制」のほかに, 国民男子皆兵制, その他の政策を とるように主張しているが, 紙数の関係上,本論にはふれないことにする.

さて、以上にわたって、わたくしは、西の行門の論理が、政治、経済、 軍事の各領域にどのように適用されるかを見てきた。そして、経済の領域 において、もっとも大はばな自由主義政策が、主格の段で採択され、政治 の領域では、やや制限された自由主義と保守主義の政治路線が、結論とし て採択されたのを見た。さらに、軍事の分野においては、もっとも徹底し た専制主義の方策が、採択されたのである。これらの、表面的にはまった く相反する政策を、手段として採択した西の根底にある論理は、けっして 矛盾したものではなく、行門の論理という基本的な考え方であり、したが って、西のそれは、無矛盾の政策決定であったわけである。

註

- 1. 西周『学原稿本』全集一卷宗高書房,昭和37年,p. 311;西周『五原新範』全集一卷 p. 393;西周『致知啓蒙』全集一卷;西周『百学連環』全集一卷,日本評論社,昭和20年.pp. 52-37.
- 2. 西周『開題門, 附載四』全集一巻, 宗高書房 p. 23 (以下, 宗高書房刊の全集 一巻は,全集一巻とし,日本評論社の全集一巻は,全集一巻,日本評論社とする)
- 3. おそらく原論の意。
- 4. 西周『致知啓蒙』全集一卷 p. 450.
- 5. 西周『百学連環』pp. 12-13.
- 6. 西周『知説』全集一巻 pp. 458-462.
- 7. 西周『学原稿本』pp. 311-312 なお『五原新範』p. 349 においても・『学原稿本』において述べられた趣旨が, ひらがな体で, 述べられている。
- 8. 西周『百一新論』全集一卷 p. 288.
- 9. 儒学とくに古学派の徂徠の門人太宰春台になると、物理と道理との区別がはっきりとつけられている。西周も、徂徠学を学んで以来、その系統および、そのころの儒学の一般的区別を知っていたと思われる。野村兼太郎、『明治文化史』5学術編、洋々社昭和29年、pp. 467-468.
- 10. 拙論『明治初期の倫理思想のための序論一西周の場合(1)ー』 慶応義塾大学商学部日吉論文集 2, 1965年10月 pp. 17-18; 拙論,『明治初期 の倫理思想研究のための序論一西周の場合(3)ー』日吉論文集 3, 1966年 9 月, pp. 3-7; 拙論『西周の人間性論の形成』 日本デウィ学会紀要七号, 1966年

10月, p. 41.

- 11. 西周『燈影問答』全集二巻,宗高書房,昭和36
- 12. 西周『社会党論ノ説』全集二巻 p. 429
- 13. 西周『兵賦論』全集三巻宗高書房昭和41年 pp. 18-96
- 14. 西周『論理新説』全集一卷

15. 同書 p. 574

16. 同書 p. 574

17. 同書 p. 575

18. 同書 p. 575

19. 同書 p. 575

20. 同書 p. 576

21. 同書 p. 576

22. 同書 p. 576

- 23. 同書 p. 576
- 24. J. S. Mill. A. System of Logic, Harper & Brothers, New York, 1881, pp. 653-654; J. S. Mill, Utilitarianism, Everyman's Library, New York: Dutton, 1950, pp. 29-30.

拙論『明治初期の倫理思想研究のための序論一西周の場合(2)ー』 日吉論文集 3. 1966年2月. pp. 11-14. . ここで、わたくしは、行門の論理の概略にふれたが、その内容と適用については、まだ不十分であるので、本論文において、重複の恐れはあるが、あえて行門の論理をとり扱うことにした・

25. 西周『論理新説』p. 576,

26. 同書 p. 577

27. 同書 p. 578

28. 同書 p. 578

29. 同書 p. 578

- 30. 同書 pp. 578-579
- 31. 拙論『明治初期の倫理思想研究のための序論-西周の場合(2)-』pp. 11-14
- 32. 西周『論理新説』p. 579
- 33. J. S. Mill, A System of Logic, pp. 653-654
- 34. 同書 p. 580

35. 同書 p. 581

- 36. 同書 p. 582
- 37. J. S. Mill, A System of Logic, pp. 653-654, p. 658. この点について, わたくしは, 拙著『ミル』牧書店, 昭和39年 pp. 18-32
- 38. R. M. Hare, The Language of Morals, Oxford, 1952, pp. 32-55
- 39. 荻生徂徠『弁道』日本倫理彙編, 第六巻 p. 12, p. 13, p. 18
- 40. 荻生徂徠『政談』日本哲学思想全書, 政治, 法律篇 p. 52
- 41. 拙論『明治初期の倫理思想研究のための序論-西周の場合(1)-』pp. 9-10
- 42. 西周『百一新論』全集一卷 p. 237
- 43. 西周『人世三宝説』全集一卷 p. 524

- 44. 同書 pp. 814-515
- 45. J. S. Mill, Utilitarianism, Everyman's Library, Dutton, 1951, p. 14
- 46. 西周『随筆』全集三卷. 宗高書房, 昭和41年 p. 204
- 47. 同書 p. 205
- 48. 西周『兵賦論』全集三巻 p. 43

49. 同書 p. 24

50. 同書 p. 24

51. 同書 p. 43

52. 同書 p. 44

53. 西周『随筆』p. 203

たとえば、スペンサーは、Social Statics, 1850 (D. Appleton and Company、 54. New York, 1882), pp. 75-80 において, 現在の人間が過去からの人間特性 をいまだに保持しているから、新しい社会状況に適応 しきっていないままで あり、そこから、問題が出てくるという。かれは、人間が、しだいに新しい 状態への適応性質を身につけていくことによって、 ついには、 人間が完成す ると考える. さらに、そのような完成への中途段階においては、人間のうち にある過去の状況に適応していた略奪本能が、人間の間に征服被征服の関係 を作りあげると指摘し、この征服が、じつは、社会的人間による反社会的人 間の征服であるとする. つまり、 適者が不適者を征服するから、 けっきょく 全人類の質的向上をうながし、文明を促進すると指摘する (ibid., pp. 454-468). この闘争は、道徳的適応ではないとことわりながらも、スペンサーは、 地上から劣等民族を追放し、他の劣等者をして力づくで文明に近づけさせる 働きが、この闘争のなかにあるというのである。おなじく、 Data of Ethics のなかでも, スペンサーは, 適応と不適応を論じて, 適者と不適者との生存 競争をみとめるのである (Data of Ethics, 1879, (New York: D. Appleton and Company, 1881 pp. 17-20; pp. 28-29; pp. 86-87). 西がスペンサー のこの思想に影響をうけたかどうかは、 西 がスペンサーの本を読んだかどう かということ、および、西がスペンサーの書のなかで、どこで感銘をうけた かを考えねばならない。西がスペンサーの書を読んだと自ら記しているとこ ろは、明治十年の演説『学問ハ淵源ヲ深クスルニ在ルノ論』(全集一巻 p.568) にある. すなわち、『余近日スペンセル氏ノ性理書ヲ読ミ感ズル所アリ」とあ る. この書は、明治六年の『生性発蘊』(全集一巻 p. 87) のルイスの翻訳の なかでふれられている,スペンサー著『性理本論』Principles of Psychology 1855 のことであると思われる。西は、この書のなかで、とくに、人種的優劣 論に感銘をうけたものと思われ、スペンサーの書の一部を要約して、『物理ニ テモ,心理ニテモ,大顱ノ欧州種ト小顱ノ夷種トヲ区別スル所以ハ,外境ノ 組織セル関係ヲ内部ノ能力ニテ相応スル度ニ由ルト断言セサルヲ得ス(『学問

ハ淵源ヲ深クスルニ在ルノ論』p. 570)」と記している。そこで、西は、環境 への適応者と不適応者の区別に、ここでは、感銘をうけたのである。しかも・ The Principles of Psychology, 1855 は、スペンサーの Social Statics, 1850 や Data of Ethics, 1879 の間に書かれたものであるから,両著と同一 の思想を含むものであり、人間が未発達段階で、 エゴイスチックの立場をと り,生存競争を行ならが, 将来の人間性の完全開発の段階では, 社会的同情 (Vol. 2, pp. 558-577, Chap. VIII) にもとづく平和な人類社会にはいり、究 極的完成へ人間が向うという思想のうえに立っている. 一方, 明治十年代に は、東京大学では、モールスが、ダーヴィン、ハックスレを紹介し、またフ ェネロサも, スペンサーの「社会学」を講義した. また加藤弘之も,ダーヴ ィン、スペンサーの進化論を説いた、そして、このころから、スペンサーの 翻訳も,あらわれたのである.すなわち,明治10年,『政府ハ独立自助ノ気風 ヲ銷害スルノ論』,『人間醜美ノ説』,明治11年,『斯辺撤氏代議政体論』,明治 13年. 『斯氏教育論』,『斯辺撤氏干渉論』,明治 14 年,『社会平権論』,『女権 真論』などである. このようなダーヴィン, スペンサーの進化論の隆盛な当 時の背景から見ても、 西が明治 11 年から明治 14 年にかけて講演した 『兵賦 論』の優勝劣敗・生存競争、即、文明発達・人間完成の思想は、スペンサー の思想の影響があるのではないかと思われる。 また、 おなじ西の歴史哲学思 想が展開されている明治初年頃の作といわれる『随筆』(全集3巻 pp. 200-235) と『兵賦論』を比較すると、前者には、文明開化ののちに、人間が完成 して、カント的永遠平和の世界が訪れることに力点が置かれていて、その中 涂段階における戦争はふれられていても, あまり重要視されていないし, 戦 争そのものが,人類完成の重大で不可避の契機だというスペンサー的思想は, まだ現われていない.ところが明治11年より明治14年にかけての『兵賦論』 に、 急にこの優勝劣敗・適者生存、 即、 文明開化・人類完成への方途として とらえる見方がでてくるのは、やはり、明治10年以後かれがうけたダーヴィ ン・スペンサーの思想のあとではないかと思われるのである.

- 55. 西周『兵賦論』p. 40
- 55. 西周『論理新説』p. 584; 拙論『明治初期の倫理思想研究のための序論-西周の場合(2)-』p. 13, および註67参照.
- 57. 西周『燈影問答』全集二卷 p. 249
- 58. 西周『兵賦論』p. 54

- 59. 西周『論理新説』p. 577
- 60. 西周『政略論』全集二巻 p. 291
- 61. 同書 p. 291

62. 同書 p. 291

63. 同書 p. 292

64. 同書 p. 292

65. ultra-mundane?

- 66. 『政略論』p. 291, この点について、拙論『西周の場合(2)』pp. 13-14参照.
- 67. J. S. Mill, Considerations on Representative Government, 1861, (Everyman's Library, New York: Dutton, 1951), Chap. VIII, pp. 515-516. なお西の遺書目録中にこの本が見られる(麻生義輝,近世日本哲学史,近藤書店昭和18年. p. 127).

68. Ibid., p. 518

69. Ibid., p. 515

70. Ibid., p. 516

71. 拙著『ミル』牧書店 昭和39年. 2章

72. 西周『燈影問答』p. 250

73. 同書 p. 251

74. 同書 p. 251

75. 同書 p. 251

76. 同書 p. 262

77. 同書 p. 253

78. 同書 p. 253

- 79. 西周『駁旧相公議一題』全集二卷. p. 241
- 80. 西周『憲法草案』全集二巻 p. 203, pp. 225

81. 西周『兵家徳行』全集三巻 p. 15

82. 同書 p. 15

83. 同書 p. 14

84. 西周『燈影問答』p. 262

85. 同書 p. 262

86. 同書 p. 260

- 87. 同書 p. 260, 西は, この自由を強調して, かつてかれが大きな影響をうけた 荻生徂徠の経済政策および社会政策に反対して, 「衣服飲食を制度する(同書 p. 261)」ような政策に反対している. この点, 徂徠『政談』日本哲学思想全 書十七巻 pp. 53-59を参照されたい.
- 88. 西周『燈影問答』pp. 262-266
- 89. わたくしは、すでに註54で、西がスペンサーの進化論的生存競争の理論に影響をうけて、このような考え方に近づいたふしがあることも、指摘しておいた。

90. 西周『兵賦論』p. 59

91. 同書 p. 62

92. 同書 p. 34

93. 同書 p. 50

94. 同書 p. 50

95. 同書 p. 50

96. 西周『兵家徳行』全集三巻 p. 5

97. 同書 p. 8

98. 同書 58

99. 同書 p. 15

- 100. 同書 p. 16. 西は、「人民自治ヲ主トスル故ニ、律法ノ事ニ通暁シ他人へ対シ 敢テ一毫モ自己ノ権利ヲ失墜セサルヲ主トス」として、 状師家風を説明して いる。
- 101. 同書 p. 16

102. 同書 p. 8

103. 同書 p. 13

- 104. 西周『軍人訓戒草稿』全集三卷 pp. 97-108 "『軍人勅論草稿』全集三卷 pp. 108-113
- 105. 「施用致知」とは、applied logic の訳であるが、これは、すでに本論において展開した行門の論理の手段の段をさすものである。西が、とくに『兵賦論』の其十五より其十六において(pp. 65-74)、「施用致知」を解説し、その実際の適用を論じていることは、本論の趣旨と照らし合わせて興味がある。すなわち、本論は、西が行門の論理を、政治・経済・軍事の各分野に、意識的に適用していることを、あとづけるにあるからである。

106. 西周,『兵賦論』p. 65

107. 同書 p. 69

108. 同書 p. 69

106. pp. 75-96